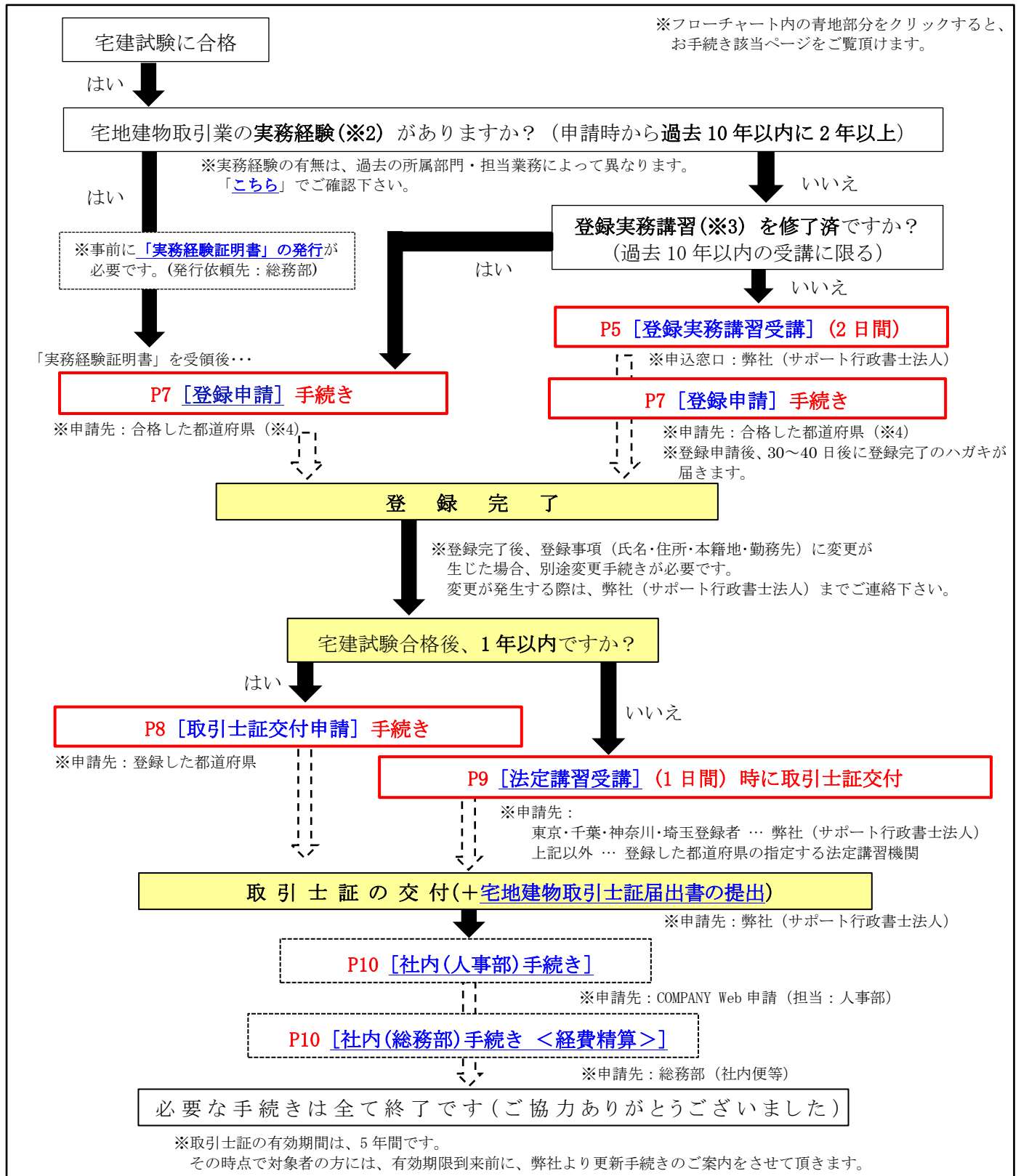


宅地建物取引士資格の登録手続き等について

宅地建物取引士資格試験(以下、「宅建試験」)合格後、これから「資格登録」「取引士証の交付」を受ける方向けに、ご連絡です。今後、「資格登録」「取引士証の交付」を受ける為に、＜登録実務講習の受講/登録申請/取引士証交付申請＞等、宅建試験合格者の方の状況に応じて、それぞれ必要な手続きを行って頂く必要がございます。

以下のフローに従って、ご自身の必要手続きをご確認の上、速やかに取引士証交付まで完了頂けますようお願い致します。(※1)

■宅地建物取引士資格登録&取引士証交付フローチャート



【注意事項】

- ※1 各手続きに際してご提出頂く申請書等は、本資料内 URL をクリックし、ダウンロードして下さい。
 セキュリティ環境によって、閲覧許可を促すポップアップが出る場合がありますが、そのままお進み頂き、ダウンロードをお願いします。

各種申請書に記載する宅地建物取引業者免許情報は、以下をご利用下さい。
 (※頭の「00」は、国土交通大臣免許という意味で、「13」は、東京都知事免許という意味です。)

会社名	宅地建物取引業免許番号
三井不動産レジデンシャル株式会社	00(04)第007259号
サンライフ・クリエイション株式会社	00(08)第003674号
三井不動産レジデンシャルサービス株式会社	13(11)第040793号

上記以外の会社の宅地建物取引業免許情報が必要な場合は、以下の国土交通省サイトより検索可能です。

【国土交通省 建設業者・宅建業者等企業情報検索システム】

<https://etsuran.mlit.go.jp/TAKKEN/takkenKensaku.do?outPutKbn=1>

- ※2 「宅地建物取引業の実務経験」とは、宅建免許を受けた宅地建物取引業者(以下、「宅建業者」)の従事者としての顧客への説明、物件調査などの具体的な取引に関する業務経験をいいます。実務経験先である宅建業者に備え付けの「従業者名簿」に氏名等が載っていることが必要です。他の仕事との兼務期間や昼間部の学生期間などは実務経験と認められず、受付・秘書・人事・経理等の一般管理業務・単なる補助的業務についても、実務経験とは認められません。

三井不動産レジデンシャル株式会社での実務経験の他、以前在籍していた会社(宅建業者)での実務経験を通算することも可能です。

三井不動産レジデンシャル株式会社での実務経験の有無は、過去在籍していた部署・職務内容・社員区分によって判断します。詳細は、「[部門別の実務経験証明の区分](#)」をご参照下さい。

- ※3 「登録実務講習」は、「登録講習(宅建試験 5 問免除の講習)」や「法定講習」とは異なります。ご注意下さい。

- ※4 [登録申請]は、「宅建試験に合格した都道府県」宛てに行う手続きです。
 合格都道府県によって提出先が異なる他、手続きにかかる期間やフロー等も異なりますので、ご注意下さい。

「実務経験証明書」等の発行手続き

宅建試験合格者の方が「資格登録」をするためには、＜宅建業の実務経験を2年以上有する＞か＜国土交通大臣の指定する登録実務講習（通信講座とスクーリング2日間及び修了試験）を受講・修了する＞必要があります。

【実務経験年数のカウント上の注意点】

- ・「宅地建物取引業の実務経験」とは…
顧客との交渉・説明、物件の調査、契約書等の作成等の一連の宅地建物の取引に関する業務のことです。受付、秘書、総務、人事、経理、財務等の一般管理業務、このほか単に補助的な事務に従事した期間は、実務経験の期間に算入されません。（国土交通省「宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方」より）
- ・在職期間の算入方法は、基本的に「●年●ヶ月」とし、日数は切り捨てます。
例) 在職期間が2006年10月1日～2008年4月25日の場合 → 1年6ヶ月25日 → 1年6ヶ月
ただし、在職期間が複数にわたり、日数を切り捨てると24ヶ月（実務経験として必要な2年間）に満たない場合で、日数の合計が31日以上となる場合については、例外的に、1ヶ月とみなし、在職期間に算入します。
- ・三井不動産レジデンシャル株式会社での実務経験の他、以前在籍していた会社（宅建業者）での実務経験を通算することも可能です。三井不動産レジデンシャル株式会社での実務経験の有無は、過去在籍していた部署・職務内容・社員区分によって判断します。詳細は、「[部門別の実務経験証明の区分](#)」をご参照下さい。

＜宅建業の実務経験を2年以上＞有している方は、「実務経験証明書」及び「従業者名簿(写)」が必要です。下記①～③の区分に従って、発行手続きを行って下さい。

※発行依頼してから約10日で社内便にて発送されます。

① 三井不動産レジデンシャル株式会社 での実務経験が2年以上の場合

- 発行基準：「[部門別の実務経験証明の区分](#)」をご参照下さい。
- 申込方法：以下の必要事項を入力の上、メールにて発行申込を行って下さい。

宛先	総務部 (takken@mfr.co.jp)
CC	所属グループ長 宅建従業者管理(三井不動産レジデンシャル専用) takken.mfr@shigyo.co.jp
件名	【宅建】実務経験証明書・従業者名簿の発行について
本文	①社員番号 ②氏名(「社内使用名」と「戸籍上の本名」が異なる場合は、両方) ③住民票住所 ④生年月日 ⑤合格都道府県 ⑥受取方法(社内便又は郵送先を明記)

② 三井不動産レジデンシャル株式会社 と同社以外での実務経験を合算して2年以上の場合

- 発行基準：「[部門別の実務経験証明の区分](#)」をご参照下さい。
- 申込方法：以下の必要事項を入力の上、メールにて発行申込を行って下さい。

宛先	総務部 (takken@mfr.co.jp)
CC	所属グループ長 宅建従業者管理(三井不動産レジデンシャル専用) takken.mfr@shigyo.co.jp
件名	【宅建】実務経験証明書・従業者名簿の発行について
本文	①社員番号 ②氏名(「社内使用名」と「戸籍上の本名」が異なる場合は、両方) ③住民票住所 ④生年月日 ⑤合格都道府県 ⑥受取方法(社内便又は郵送先を明記) ⑦当社以外の実務経験先会社名(複数社ある場合は、全て)

③ 三井不動産レジデンシャル株式会社 以外での実務経験が2年以上の場合

- 申込方法：各自、実務経験先の会社に、直接請求して下さい。実務経験先の会社からの証明書発行が困難な場合は、「実務経験無し」として、**【登録実務講習受講】**に進んで下さい。

実務経験証明書	実務経験証明書(様式第五号の二)に、実務経験先の会社(宅建業者)の代表者印を押印して証明する必要があります。
	様式： http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/sinsei/takken/821-02-2-3.pdf 記載例： http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/sinsei/takken/821-02-2-3a.pdf?ver1310
従業者名簿	実務経験先の会社(宅建業者)が作成・保管している書類です。(様式第八号の二) 「原本の内容に相違ありません。」と記載し、証明日、会社名、代表者名、代表者印(実務経験証明書と同じ代表者印)で証明する必要があります。(東京都の場合)
	記載例： http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/sinsei/takken/821-02-2-3b.pdf?1704
その他	合格都道府県によって、実務経験証明書及び従業者名簿の提出方法が異なる場合や、上記以外にも書類が必要な場合がございます。事前に合格都道府県のホームページ等で必要書類をご確認頂いた上で、実務経験証明書等の発行を行って下さい。 <参考:東京都> http://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.jp/sinsei/820-02-1-1sinseiyousiki.htm <参考:神奈川県> https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u2h/cnt/f531874/p15662.html <参考:埼玉県> https://www.pref.saitama.lg.jp/a1106/takken.html#takkennshi <参考:千葉県> https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/tetsuzuki/takuchi/02touroku.html <参考:茨城県> https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kenshi/kansatsumennkyohp/takkenn/shuninnshatourokusinnsei.html <参考:群馬県> http://www.pref.gunma.jp/06/h0110121.html <参考:京都府> http://www.pref.kyoto.jp/kenchiku/16000030.html <参考:福岡県> http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/shunin.html

「登録実務講習受講」のご案内

宅建試験合格者の方が「資格登録」をするためには、＜宅建業の実務経験を2年以上有する＞か＜国土交通大臣の指定する登録実務講習（通信講座とスクーリング2日間及び修了試験）を受講・修了する＞必要があります。

●実務経験（過去10年以内に2年以上）を有している方

⇒本「登録実務講習受講」のステップはとばして頂き、次の「[登録申請](#)」等のお手続きに進んで下さい。

●実務経験（過去10年以内に2年以上）を有していない方

⇒登録実務講習の受講が必要です。下記要領にてお申込み下さい。

登録実務講習受講後に発行される「修了証」が、次の「登録申請」手続き上、必要になって参ります。

①「登録実務講習」の申込み手続きを行って下さい。 ※本メール受信後7日以内にご対応下さい

※合格証とともに、登録実務講習の案内が同封されている場合がありますが、個人での申込みはしないで下さい。

➤ 「LEC 東京リーガルマインド」(以下「LEC」)にて、登録実務講習の受講をお願いします。

LEC登録実務講習は、＜①通信講座(自宅学習／概ね1ヶ月)+②スクーリング(演習+修了試験／2日間)＞です。
今後の流れは、以下の通りです。

<登録実務講習受講の流れ>

(1) **【スケジュール早見表】**より、2日間の通学が可能な日程／会場を、第3希望までご選択下さい。

業務の関係上、上記スケジュールでの受講が難しい場合は、弊社までご連絡をお願いします。

※原則、出勤日に受講して下さい。

ただし、やむを得ず、休日に受講する場合は、所属グループ長の了承を得た上で、ご受講して下さい。

(出勤扱いとなります。)

(2) **【LEC 申込書】**を1枚プリントアウトし、ご自分の基本情報、受講希望日程(第3希望までご記入下さい)をご記入の上、「合格証」の写しデータとともに、下記メールアドレスまでデータ提出をお願いします。

※スクーリングの受講会場・日程は、申込書先着順に決定されます。速やかにお申込み下さい。

※既にご自身でご予約を完了している方は、下記記載のメールアドレスまでその旨のご報告をお願いします。

<提出先メールアドレス> 宅建従業者管理(三井不動産レジデンシャル専用) takken.mfr@shigyo.co.jp

(3) 弊社にて、LEC 宛てに一括して受講申込みを行います。受講費用も、会社経由で一括して支払います。

(4) LEC より、ご自宅宛に「受講証」と「教材セット」が届きます。受講証で、受講日をご確認下さい。

(5) 確定した受講日(2日間)に、指定の会場で＜登録実務講習の受講及び修了試験の受験＞を行って下さい。

※受講日確定後は、特段弊社からの受講日直前案内等は行っておりません。

ご自身で、計画的に、通信講座(自宅学習)・スクーリング(演習+修了試験)の対応・準備を進めて下さい。

(6) 修了試験で○×式・記述式ともに8割以上正解した方について、ご自宅宛に「修了証」が発送されます。

(「修了証」が、受講日当日にその場で発行されるクラスもあります。)

【注意事項】

※受講申込後の受講機関の変更やキャンセルは、原則不可となりますので、ご了承下さい。

※修了試験に不合格となった場合、1回に限り無料再受講が認められる場合があります。別途ご相談下さい。

※参考：LEC 案内パンフレット(2022年度版)は、[こちら](#)です。



②「修了証」を受領したら、弊社までご報告をお願いします。

登録実務講習の「修了証」が届きましたら、修了証の写しを、下記メールアドレスまで、データにてご提出下さい。

<提出先メールアドレス>

宅建従業者管理(三井不動産レジデンシャル専用)
takken.mfr@shigyo.co.jp



③試験合格地の都道府県で、登録申請を行って下さい。

詳細は、[こちら](#) をご確認ください。

「登録申請」「取引士証交付申請」のご案内

宅建試験合格者の方が「資格登録」をするためには、登録要件(実務経験2年以上又は登録実務講習の受講)をクリアした上で、試験合格地の都道府県へ「登録申請」を行う必要があります。

また、登録申請後、「取引士証の交付を受ける」ためには、登録した都道府県へ「取引士証交付申請」を行う必要があります。主な手続きの流れは、以下の通りです。(東京都の場合)

<①登録申請の流れ>

- (1) 身分証明書、登記されていないことの証明書、住民票、顔写真など必要書類を準備
- (2) 試験合格地の都道府県へ、登録申請
↓ (約30～40日)
- (3) 試験合格地の都道府県より、登録完了通知(ハガキ)を受領
※登録完了通知コピーを、弊社までご提出下さい。

<②取引士証交付申請の流れ>

- (4) 試験合格地の都道府県へ、取引士証の交付申請(即日交付/東京都の場合)

①-1 試験合格地の都道府県へ登録申請を行って下さい。

- 宅建資格合格後、まず合格した試験地の都道府県知事の登録を受ける必要があります。
登録申請の手続きの流れや必要書類、書類フォーマットなどは、合格した試験地の都道府県ごとに異なります。
それぞれ試験合格地の都道府県のホームページをご確認頂き、速やかに登録申請手続きを行って下さい。

<参考:東京都>

- 登録申請概要 : <http://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.jp/sinsei/820-02-1-1sinseiyousiki.htm>
- 必要書類一覧 : <https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/sinsei/820-02-1-3sinseiyousiki.htm>

<参考:神奈川県>

- 登録申請概要、必要書類一覧 : <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u2h/cnt/f531874/p15662.html>

<参考:埼玉県>

- 登録申請概要、必要書類一覧 : <https://www.pref.saitama.lg.jp/a1106/s-touroku-kanenndo.html>
- 手引き : <https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/186757/takkenshitebikir0303.pdf>

<参考:千葉県>

- 登録申請概要 : <https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/tetsuzuki/takuchi/02touroku.html>
- 必要書類一覧(実務経験) : <https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/tetsuzuki/takuchi/02touroku-1.html>
- 必要書類一覧(登録実務講習受講) : <https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/tetsuzuki/takuchi/02touroku-2.html>

<参考:茨城県>

- 手続案内 : <https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kenshi/kansatsumennkyohp/takkenn/documents/r03takkennshitourokushinsei.pdf>
- 登録申請書等 : <https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kenshi/kansatsumennkyohp/takkenn/shuninnshatourokusinnsei.html>

<参考:群馬県>

- 登録申請概要、必要書類一覧 : <http://www.pref.gunma.jp/06/h0110121.html>

<参考:京都府>

- 登録申請概要、必要書類一覧 : <http://www.pref.kyoto.jp/kenchiku/16000030.html>

<参考:福岡県>

- 登録申請概要 : <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/shunin.html>
- 必要書類一覧 : <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/attachment/128135.pdf>

【注意事項】

- ※登録完了通知(ハガキなど)は、次に続く「取引士証交付申請」の際に原本提出が必要です。大切に保管して下さい。
- ※会社発行の証明書(出向証明書、在職証明書など)が必要な場合は、直接総務部宛てに発行を依頼して下さい。
- ※試験合格日から1年以内に取引士証を交付する為に、都道府県によっては、登録申請・交付申請の締切日を設けている場合がありますので、ご注意下さい。

↓ (※登録申請から完了まで、管轄都道府県にもよりますが、約1ヶ月～1ヶ月半の時間を要します。)

①-2 登録が完了したら、弊社までご報告をお願いします。

登録が完了したら、「登録完了通知の写し」を下記メールアドレスまで、データにてご提出下さい。
宅建試験合格後「1年が経過」している方は、本ご報告メールの本文に、法定講習受講希望の旨をご記載下さい。

<提出先メールアドレス>

宅建従業者管理 (三井不動産レジデンシャル専用)

takken.mfr@shigyo.co.jp

**②-1 取引士証の交付申請を行って下さい。**

登録完了通知(ハガキ)を受領したら、「取引士証の交付申請」を行って下さい。

【宅建試験合格後「1年以内」の方】は、「取引士証の交付申請」を行って下さい。

【宅建試験合格後「1年が経過」している方】は、別途、法定講習(1日)を受講した上で、法定講習受講後、取引士証の交付を受けて下さい。(東京都の場合、法定講習受講時に即日交付されます)

※**【宅建試験合格後「1年以内」の方】**は、取引士証の交付申請が「合格日より1年が経過してしまった場合」、別途、法定講習(1日)受講が必要となってしまう為、登録申請及び取引士証交付申請は、速やかに行って下さい。
その場合、法定講習受講料(12,000円)は自己負担となりますので、ご注意下さい。

【宅建試験合格後「1年以内」の方】 ⇒ 「取引士証の交付申請」を行って下さい

<参考:東京都>

○交付申請概要、必要書類一覧 : <http://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.jp/sinsei/820-02-5-1sinseiyousiki.htm>

<参考:神奈川県>

○交付申請概要、必要書類一覧 : <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u2h/cnt/f531874/p15665.html>

<参考:埼玉県>

○必要書類一覧 : <https://www.pref.saitama.lg.jp/a1106/s-kousinn.html#itinenninai>

<参考:千葉県>

○交付申請概要 : <https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/tetsuzuki/takuchi/03kouhu.html>

○必要書類一覧 : <http://www.chiba-takken.or.jp/about/session/issue/>

<参考:茨城県>

○交付申請案内 : <http://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kenshi/kansatsumennkyohp/takkenn/shuninnshashoukouhusinnsei.html>

○交付申請書等 : <http://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kenshi/kansatsumennkyohp/takkenn/shuninnshashoukouhusinnsei.html>

<参考:群馬県>

○交付申請概要、必要書類一覧 : <http://www.takken.cc/index4-1.html>

<参考:京都府>

○交付申請概要、必要書類一覧 :

https://www.kyoto-takken.or.jp/assets/pdf/issue/document_01_191205.pdf?201202

○交付申請概要、必要書類一覧 : <http://www.f-takken.com/kyoukai/syunin2.html>

【宅建試験合格後「1年が経過」している方】 ⇒ 「法定講習の受講申込み」「取引士証の交付申請」を行って下さい

＜東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県の方＞

上記 ①-2 のステップでお送り頂く弊社宛のご報告メールの本文に、法定講習受講希望の旨をご記載下さい。受講日の調整をさせていただきます。

＜参考:茨城県＞

○法定講習案 <http://i-takken.or.jp/estatechief/training>

内：

○交付手続案 <https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kenshi/kansatsumennkyohp/takkenn/shuninnshashoukouhusinnsei.html>

内：

○交付申請書 <http://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kenshi/kansatsumennkyohp/takkenn/shuninnshashoukouhusinnsei.html>

等：

＜参考:群馬県＞

○法定講習案内：<https://www.gunma-takken.or.jp/course/>

○必要書類一覧：<http://www.pref.gunma.jp/06/h0110121.html>

＜参考:京都府＞

○法定講習案内：<http://www.kyoto-takken.or.jp/qualify/session.php>

○必要書類一覧：http://www.kyoto-takken.or.jp/assets/pdf/kousyu/document_01.pdf

＜参考:福岡県＞

○法定講習案内：<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/houteikousyu.html>

○交付申請概要：<http://www.shinsei.elg-front.jp/fukuoka/navi/procInfo.do?fromAction=2&govCode=40000&keyWord=16&procCode=1943>

○申請書様式：<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/attachment/8240.pdf>

【注意事項】

※会社発行の証明書(出向証明書、在職証明書など)が必要な場合は、直接総務部宛てに発行を依頼して下さい。



②-2 取引士証が交付されたら、弊社までご報告をお願いします。(宅地建物取引士証届出書)

➤ 取引士証が交付されましたら、「[宅地建物取引士証届出書](#)」をプリントアウトし、必要事項をご記入・ご入力の上、新たな取引士証の両面コピー(カラー)を貼付し、データを下記メールアドレスまでご提出下さい。

※宅地建物取引士証届出書の原紙の提出は、不要です。

＜提出先メールアドレス＞

宅建従業者管理（三井不動産レジデンシャル専用）

takken.mfr@shigyo.co.jp

取引士証交付後の社内手続き

取引士証が交付されましたら、以下に記載するフローに従って、御社内の以下の手続きを完了して下さい。

- ① 社内(人事部)手続き (COMPANY Web での申請)
- ② 社内(総務部)手続き < 経費精算 >

① 社 内 (人 事 部) 手 続 き

取引士証が交付されたら、COMPANY Web 上で「資格取得申請」を行って下さい。(担当: 人事部)



② 社 内 (総 務 部) 手 続 き (経 費 精 算)

登録実務講習、登録申請及び取引士証交付申請については、以下の費用が補助されます。
対象費用の精算がある方は、取引士証交付後、原則 2 週間以内に経費精算を完了して下さい。

【補助対象費用】

- ① 登録実務講習受講料(振込手数料を含む)
- ② 登録手数料(37,000 円)
- ③ 法定講習受講費用(16,500 円)
- ④ 取引士証交付手数料(4,500 円)
- ⑤ 身分証明書、登記されていないことの証明書、住民票、戸籍謄本・抄本の各発行手数料
- ⑥ 写真代(2,000 円(税込)を上限に実費を補助)
- ⑦ 郵送代(普通郵便料金)
- ⑧ 振込手数料
- ⑨ 定額小為替手数料

【経費精算の方法】

「[宅地建物取引士証費用精算表](#)」に必要事項をご記入・ご入力の上、

「[領収書貼付台紙](#)」に経費精算を行う領収書を貼付し、原本を、総務部までご提出下さい(社内便等)。

なお、貼付する領収書 1 枚ずつについて「所属グループ長の承認印」及び「精算者ご本人の印(個人)」の押印が必要になりますので、ご注意ください。

【注意事項】

- ※領収証の宛名は、個人名(又は無記名)でご取得下さい。
- ※登録実務講習費用の領収証(振込控)本紙は各自保管して下さい。
講習実施機関へ受講料支払証明の提出が必要な場合は、必ずコピーをご提出下さい。
- ※上記以外の費用及び領収証(本紙)・登録完了通知(コピー)・取引士証(コピー)がない場合は、精算できませんので、ご注意ください。
- ※内定者の方は、入社後に経費精算を行って下さい。それまで、領収証等の原本をなくさないよう、大切に保管して下さい。

各種お問い合わせ先

お手続きに関するお問い合わせは、下記までお願いします。

➤ 費用、実務経験証明書発行に関するお問い合わせ

総務部 03-3246-3602(内線:3602)

➤ 上記以外のお問い合わせ

サポート行政書士法人 宅建従業者管理(三井不動産レジデンシャル専用)

メールアドレス : takken.mfr@shigyo.co.jp

電話番号 : 03-5325-1355

以上